

助成金

トピックス

「キャリアアップ助成金『正社員化コース』」の拡充



2023年11月29日以降に有期雇用労働者等を正規雇用労働者（正社員）に転換等をした場合に助成される「正社員化コース」についてされています。主な拡充は以下のとおりです。

キャリアアップ助成金【正社員化コース】

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった**非正規雇用労働者**の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員等**へ転換し、賃金を3%増額した事業主に対して助成する制度。

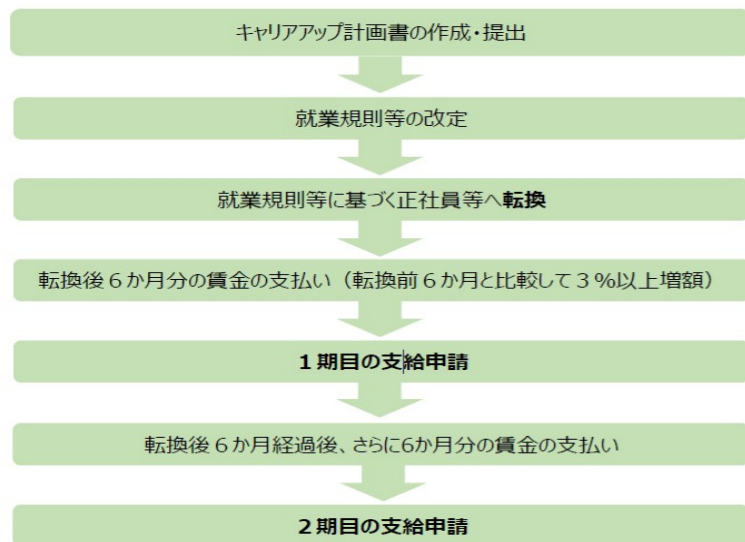
正社員定義	『賞与または退職金の制度』かつ『昇給』のある正社員であること
非正規雇用労働者定義	賃金の額又は計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6ヶ月以上受けて雇用している有期又は無期雇用労働者

支給対象期間と助成額（1人当たり）の見直し（拡充）

	拡充前	拡充後
有期雇用 ⇒ 正規雇用	57万円×1期（計57万円）	40万円×2期（計80万円）
無期雇用 ⇒ 正規雇用	28.5万円×1期（計28.5万円）	30万円×2期（計60万円）

※大企業は上記額の半額

<助成金受給までの流れ>



<注意点>

- ① 正規雇用等へ転換した際、転換前の6ヶ月と転換後の6ヶ月の賃金を比較して、3%以上増額していること
※基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額であり、賞与は含めない。
- ② 対象労働者が、正規雇用労働者等として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者等（正社員求人に応募し、雇用された者のうち、有期契約労働者等で雇用された者を含む。）でないこと
- ③ 労働条件通知書、出勤簿、賃金台帳が整備されていること

加算措置

正社員転換制度を新たに規定し、転換等させた場合	20万円（15万円）
多様な正社員制度を新たに規定し、転換等させた場合	40万円（30万円）

※（ ）内は大企業の場合の額

お知らせ

「女性の活躍推進企業データベースの入力方法の一部変更」



厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」において、女性の活躍推進企業データベース上の「管理職に占める女性労働者の割合」、「係長級にある者に占める女性労働者の割合」、「役員に占める女性の割合」の3項目について、2023年12月13日より、自動計算機能を導入し、入力方法が変更になりました。

※常時雇用する労働者が101人以上の事業主において、女性活躍に関する情報公表が義務となっており、女性の活躍推進企業データベースは公表先の一つとして設けられているものです。

2023年12月13日より、上記項目の入力方法が変更になりました。

変更前は割合又は人数どちらかの記入でも可としましたが、変更後は人数のみの記入は不可となります。

「割合と人数を公表する」又は「割合のみ公表する」どちらかを選択
(選択をクリアする場合は、再度選択(クリック))

入力画面

10. 管理職に占める女性労働者の割合【項目10定義】

割合と人数を公表する
 クリアの場合は再度選択
 割合: 自動計算結果が表示されます。確認画面で計算結果を確認してください。

割合のみ公表する
 クリアの場合は再度選択
 割合: %

女性(分子): 人
 男女計(分母): 人

本項目に記載の内容は定義と同一である

備考欄:

女性(分子)、男女計(分母)を入力すると、割合が自動計算されます。(割合=女性(分子)÷男女計(分母)(計算結果は小数点第2位を四捨五入、小数点一桁まで表示))
 ※2023年12月以降、人数のみの入力は無効となりました。
 (※1) 管理職＝課長級(下記参照)と「課長級より上位の役職(役員を除く)」にある労働者の合計をいいます。
 (※2) 課長級＝①事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長含む)のもの長、又は、
 ②同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者(以下「課長級相当者」といいます。
 ※なお、一般的に「課長代理」、「課長補佐」と呼ばれている者は、上記の組織の長やそれに相当する者とはみなされず、【認定申請をお考えの方・認定企業の方へ】

公表イメージ (従来と変わりません)

管理職に占める女性労働者の割合 15.9% (7人) (管理職全体 (男女計) 44人)

【項目定義】

確認画面

10. 管理職に占める女性労働者の割合【項目10定義】

割合: 15.9%

女性(分子): 7人
 男女計(分母): 44人

本項目に記載の内容は定義と同一である

備考欄:

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

